

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	田尾 真一
論文題目	ドイツにおける財政調整制度と財政規律 —州政府レベルにおける両者の相互関係に関する分析—		
(論文内容の要旨)			
<p>財政調整制度とは、地域間の経済力・財政力に格差がある場合に、それを均等化するための制度であり、更にはそれによって地方政府の財源を保障する制度である。本論文はそうした財政調整制度が、地方政府の財政規律とどう関係があるのかについて、ドイツ州財政をめぐる近年の制度的な変化を踏まえつつ分析したものである。</p> <p>ドイツでは、連邦領域における「生活関係の統一性」が基本法で規定されており、連邦政府と州政府、もしくは州政府同士の「連帯」によって支えあう「協調的連邦主義」がとられている。それを色濃く反映したのがドイツ財政調整制度である。ドイツの財政調整制度は共同税の配分や州間の水平的な財政調整制度、そしてそれを補完する連邦補充交付金からなり、多段階だが透明性の高い制度として理解されている。他方で、ドイツの地方債残高は1970年代以降伸び続けており、特に東西ドイツ統一以降はその伸びが顕著である。これを受けて、ドイツでは2009年に基本法が改正され、2020年以降、州政府は新規起債が禁止され、現在は2020年に向けて財政の健全化に取り組んでいる状況である。本論文はこうした現状を踏まえ、ドイツ財政調整制度と州政府の財政規律に関して分析を行っている。以下、その概要を示す。</p> <p>第1章ではドイツの財政調整の歴史的変遷を見た上で、なぜドイツの州政府の債務残高が伸び続けているのか、そして州ごとにどのような差異があるのかについて検証を行っている。財源保障を伴わないドイツの財政調整制度の下、財政力の弱い州は1970年以降慢性的に財政赤字に陥り、財政力の強い州との差が拡大傾向にあることを明らかにしている。また、1995年以降に旧東ドイツ州も財政調整制度に組み込まれたが、連邦から手厚い財源保障がなされたため、財政赤字を抑えることができたことを指摘する。</p> <p>第2章では2020年以降新規起債が禁止されることとなった州がどのように財政健全化に向けて取り組んでいるのかについて、財政安定化評議会による予算監視を通じて分析を行った。財政安定化評議会の予算監視の下、再建団体となりより厳しい監視下に置かれてもなお財政状況が改善しない団体の存在を示し、州にのみ責任があるのではなく、財政調整制度を含む財政制度そのものに問題があることを指摘する。</p> <p>第3章では、第2章を受けてより詳しく各州の財政状況を分析している。特に財政状況の厳しいブレーメン州およびザールラント州の経済・社会的要因、そして制度的要因の分析を行っている。経済的には他州に引けを取らない両州の財政状況が厳しい理由は、社会経済的背景だけでなく、制度的な問題が効いていることを明らかにしている。</p> <p>第4章は、こうしたドイツの現状に対して、政党、政府、研究者の各レベルで、どのような改革論が行われているのかを整理する。特に州の課税自主権の強化を主張する財政自主主義と財政調整の役割の強化を主張する財政連帯主義という2つの立場に論争を整理することで、ドイツにおける近年の財政調整改革論争の構図が明らかにされる。</p> <p>終章では、本論文の総括を行っている。本章は、財政の健全化に向けて起債制限や厳格な予算監視を行うだけでは不十分であり、政府の機能発揮を支える財源保障を可能にするような財政調整制度をうまく設計することが重要だと結論づける。</p>			

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

ドイツ財政調整制度は、地方政府が相互に財政を調整する「水平的財政調整」の典型例として、日本の財政調整研究者や政策担当者の注目を受けてきた。したがって本制度をめぐっては、学会でも長年の研究の蓄積があり、その制度的特徴や機能、そして問題点について、高い水準での理解に到達しているといえる。これを基盤として近年では、ドイツ財政調整制度の基本構造を明らかにすることから、1990年のドイツ統一以降の財政調整制度の変化に焦点を当てた研究が盛んになってきており、本論文もその一環として位置づけることができる。その中でも本論文は、ドイツ財政調整制度と財政規律の関係に焦点を本格的に当てて分析を行った点にオリジナリティがあり、日本国内では、この問題に関する初めての業績だといえる。

具体的に、本論文の貢献は第1に、連邦政府と州政府が共同で創設し、運営している「財政安定化評議会」による予算監視と、それを通じた財政再建の過程を明らかにし、このプロセスで「財政非常事態の恐れがある」とされた4州の財政状況について比較分析を行ったこと、第2に、その中でも特に財政状況が厳しいブレーメン州とザールラント州を取り上げ、これらの州の財政悪化要因をさらに掘り下げ、州の社会経済状況、そして(財政調整制度上の)制度的要因にまで遡って分析し、構造的財政赤字の要因となっているのは、制度的要因であることを解明したこと、第3に、ドイツ財政調整制度改革をめぐって起きている各層の議論を整理し、俯瞰を与えたこと、第4に、「財政安定化評議会」を通じた財政再建の試みを評価しつつも、それに内在する問題点を指摘、とりわけドイツ財政調整制度が1人当たり税収額の均等化を図ることはできても、日本の地方交付税制度のように、各州の財政調整を把握したうえで財政調整を図ることができないことから来る限界を指摘、独自の改革視点を打ち出している点に求めることができる。

他方、審査では次のような点が、課題として指摘された。第1に、財政調整の前提として各州の財政支出面の分析をもっと深く行うことで、財政調整制度の抱える問題をさらに浮き彫りにできた可能性がある。第2に、本論文で分析されている社会経済構造や制度的要因だけでなく、租税構造にも問題がある可能性がある。この点にさらなる分析が必要である。第3に、「財政調整」と「財政規律」の関係について、その相互作用を踏まえて両者の関係に関する分析を深めるべきである。財政調整制度改革から財政再建(財政規律の確保)への道筋については明確に描かれているが、財政規律が財政調整にどのような影響を与えるのかについては論じられていない。第4に、財政安定化評議会を通じた財政規律の強化が、財政民主主義とどのような関係にあるのかを解明する必要がある。規律が強化されることは、財政運営上の民主主義的な意思決定と衝突する可能性があるからである。

以上の課題にもかかわらず、本論文が、ドイツにおける財政調整制度と財政規律の関係について、本格的な分析を行ない、有意義な示唆を引き出したことを高く評価すべきだという点で意見の一致をみた。よって、平成27年2月9日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。